

中央区立海運橋際公衆便所の廃止について

☞ 日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、中央区立海運橋際公衆便所を廃止する。

内 容

1 概要

再開発事業に伴い、海運橋際公衆便所を廃止するため、再開発事業で整備されるA街区施設建物内に、一般の用に供する便所を代替便所として設置する。

また、代替便所を設置するまでの間は、B街区敷地内に、仮設便所を設置する。

なお、代替便所及び仮設便所は、民間の施設であるが、廃止する海運橋際公衆便所と同等の機能を有する予定である。

2 廃止する公衆便所の名称及び所在地

- (1) 名 称：中央区立海運橋際公衆便所
- (2) 所在地：東京都中央区日本橋一丁目21番7号先
- (3) 規 模：男子（大便器1基、小便器2基）
女子（大便器1基）
バリアフリー（大便器1基）

3 改正を要する条例

中央区立公衆便所条例
(昭和28年4月中央区条例第20号)

4 施行予定日

区規則で定める日（令和8年1月予定）

5 今後の予定

- 令和8年1月
海運橋際公衆便所の廃止、仮設便所の設置・供用開始
- 令和13年度
仮設便所の廃止、代替便所の設置・供用開始

6 案内図

